阪神水道企業団公報

平成25年１月15日（火）
第252号
毎月15日発行

目　　次

◇告　　示◇
○　平成23年度阪神水道企業団水道事業会計決算
○　平成24年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
○　児童手当に係る繰出しについて

◇公　　告◇
○　テレメータ無停電電源装置点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　猪名川浄水場改修工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　冷却塔点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　起重機点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第28号

平成24年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、平成23年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

平成24年12月25日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1．平成23年度阪神水道 企業団水道事業決算報告書

（1）収益的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　水道事業収益	19,306,486,000	86,672,000	0	19,393,158,000	**19,366,069,249**	△ 27,088,751	
第1項 営業収益	18,834,013,000	0	0	18,834,013,000	**18,820,239,425**	△ 13,773,575	（うち仮受消費税及び地方消費税 896,186,863円）
第2項 営業外収益	472,472,000	0	0	472,472,000	**459,144,755**	△ 13,327,245	（うち仮受消費税及び地方消費税 1,964,535円）
第3項 特別利益	1,000	86,672,000	0	86,673,000	**86,685,069**	12,069	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
第1款　水道事業費用	22,295,920,000	2,019,693,000	0	0	0	24,315,613,000	0	24,315,613,000	**23,758,123,152**	0	557,489,848	
第1項 営業費用	16,061,313,000	59,045,000	0	△ 68,024,000	0	16,052,334,000	0	16,052,334,000	**15,455,855,598**	0	596,478,402	（うち仮払消費税及び地方消費税214,282,397円）
第2項 営業外費用	3,528,407,000	△ 71,016,000	0	68,024,000	0	3,525,415,000	0	3,525,415,000	**3,523,650,568**	0	1,764,432	（うち仮払消費税及び地方消費税74,202円）
第3項 特別損失	2,701,200,000	2,031,664,000	0	0	0	4,732,864,000	0	4,732,864,000	**4,778,616,986**	0	△ 45,752,986	地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書による予算超過額45,752,986円
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	**0**	0	5,000,000	

（2）資本的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　資本的収入	5,682,043,000	912,273,000	6,594,316,000	672,095,000	0	7,266,411,000	**5,948,164,908**	△ 1,318,246,092	
第1項　企業債	3,776,000,000	0	3,776,000,000	461,000,000	0	4,237,000,000	**3,373,000,000**	△ 864,000,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　458,000,000円）
第2項　出資金	1,585,040,000	0	1,585,040,000	0	0	1,585,040,000	**1,585,040,000**	0	（翌年度繰越額に係る財源充当額　円）
第3項　国庫補助金	55,230,000	△ 1,428,000	53,802,000	76,698,000	0	130,500,000	**72,379,000**	△ 58,121,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　34,265,000円）
第4項　固定資産売却代金	1,000	3,867,000	3,868,000	0	0	3,868,000	**3,867,581**	△ 419	（うち仮受消費税及び地方消費税　0円）
第5項　工事負担金	262,271,000	0	262,271,000	134,397,000	0	396,668,000	**0**	△ 396,668,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額 395,746,000円）
第6項　基金収入	3,500,000	0	3,500,000	0	0	3,500,000	**3,333,599**	△ 166,401	
第7項　その他資本収入	1,000	4,599,000	4,600,000	0	0	4,600,000	**5,309,490**	709,490	（うち仮受消費税及び地方消費税219,023円）
第8項　水利還付金	0	905,235,000	905,235,000	0	0	905,235,000	**905,235,238**	238	（うち仮受消費税及び地方消費税43,106,439円）

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	不用額	備考
第1款　資本的支出	14,141,245,000	391,246,000	0	14,532,491,000	684,683,000	0	15,217,174,000	**13,796,596,569**	912,812,000	0	912,812,000	507,765,431	
第1項　建設改良費	1,984,784,000	△ 229,288,000	0	1,755,496,000	684,683,000	0	2,440,179,000	**1,021,176,453**	912,812,000	0	912,812,000	506,190,547	（うち仮払消費税及び地方消費税42,838,009円）
第2項　企業債償還金	8,629,156,000	35,928,000	0	8,665,084,000	0	0	8,665,084,000	**8,663,677,338**	0	0	0	1,406,662	
第3項　投資	3,500,000	0	0	3,500,000	0	0	3,500,000	**3,333,599**	0	0	0	166,401	
第4項　水利負担金	3,494,913,000	0	0	3,494,913,000	0	0	3,494,913,000	**3,494,912,142**	0	0	0	858	（うち仮払消費税及び地方消費税110,163,015円）
第5項　国庫補助金返還金	28,892,000	282,891,000	0	311,783,000	0	0	311,783,000	**311,782,037**	0	0	0	963	
第6項　出資金返還金	0	301,715,000	0	301,715,000	0	0	301,715,000	**301,715,000**	0	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,848,431,661円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109,675,562円、過年度分損益勘定留保資金3,802,300,513円及び当年度分損益勘定留保資金3,936,455,586円で補てんした。

２．平成23年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）

（単位　円）

１．営業収益			
(1) 分賦金	17,906,088,810		
(2) 受託工事収益	9,185,252		
(3) その他の営業収益	8,778,500	17,924,052,562	
２．営業費用			
(1) 原水費	998,803,749		
(2) 浄水費	2,401,011,864		
(3) 配水費	2,115,813,517		
(4) 受託工事費	9,185,252		
(5) 総係費	1,283,937,146		
(6) 議会費及び監査費	14,830,808		
(7) 減価償却費	8,347,568,416		
(8) 資産減耗費	70,422,449	15,241,573,201	
営業利益			2,682,479,361
３．営業外収益			
(1) 受取利息	3,404,359		
(2) 補助金	298,276,000		
(3) 雑収益	155,499,974	457,180,333	
４．営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,949,001,106		
(2) 雑支出	1,557,060	2,950,558,166	△ 2,493,377,833
経常利益			189,101,528
５．特別利益			
(1) 固定資産売却益	86,672,419		
(2) 過年度損益修正益	12,650	86,685,069	
６．特別損失			
(1) 臨時損失	4,778,616,986	4,778,616,986	△ 4,691,931,917
当年度純損失			4,502,830,389
前年度繰越欠損金			15,073,076,788
当年度未処理欠損金			**19,575,907,177**

3．平成23年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位 円）

	資本金		剰余金							資本合計
			資本剰余金					欠損金		
	自己資本金	借入資本金	国庫補助金	工事負担金	受贈財産評価額	その他資本剰余金	資本剰余金合計	未処理欠損金	欠損金合計	
前年度末残高	82,657,562,519	89,045,393,371	62,289,767,014	3,068,481,046	6,874,588	231,484,548	65,596,607,196	△ 15,073,076,788	△ 15,073,076,788	222,226,486,298
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	82,657,562,519	89,045,393,371	62,289,767,014	3,068,481,046	6,874,588	231,484,548	65,596,607,196	（繰越欠損金） △ 15,073,076,788	△ 15,073,076,788	222,226,486,298
当年度変動額	1,286,658,599	△ 5,290,677,338	△ 3,651,604,477	0	21,856,500	0	△ 3,629,747,977	△ 4,502,830,389	△ 4,502,830,389	△ 12,136,597,105
出資金の受入	1,585,040,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,585,040,000
出資金の返還	△ 301,715,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 301,715,000
基金収入の組入	3,333,599	0	0	0	0	0	0	0	0	3,333,599
企業債の発行	0	3,373,000,000	0	0	0	0	0	0	0	3,373,000,000
企業債の償還	0	△ 8,663,677,338	0	0	0	0	0	0	0	△ 8,663,677,338
補助金の受入	0	0	72,379,000	0	0	0	72,379,000	0	0	72,379,000
補助金の返還	0	0	△ 311,782,037	0	0	0	△ 311,782,037	0	0	△ 311,782,037
除却損への補てん	0	0	△ 3,412,201,440	0	0	0	△ 3,412,201,440	0	0	△ 3,412,201,440
固定資産の無償譲受	0	0	0	0	21,856,500	0	21,856,500	0	0	21,856,500
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	△ 4,502,830,389	△ 4,502,830,389	△ 4,502,830,389
当年度末残高	**83,944,221,118**	**83,754,716,033**	**58,638,162,537**	**3,068,481,046**	**28,731,088**	**231,484,548**	**61,966,859,219**	（当年度未処理欠損金） **△ 19,575,907,177**	**△ 19,575,907,177**	**210,089,889,193**

４．平成23年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書

（単位　円）

	資本金		資本剰余金	未処理欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	83,944,221,118	83,754,716,033	61,966,859,219	△ 19,575,907,177
議会の議決による処理額	0	0	0	0
処理後残高	**83,944,221,118**	**83,754,716,033**	**61,966,859,219**	**（繰越欠損金）△ 19,575,907,177**

５．平成23年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（平成24年３月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

１.固定資産				
(1)有形固定資産				
イ.土地		8,703,850,788		
ロ.建物	17,208,363,275			
減価償却累計額	5,336,166,953	11,872,196,322		
ハ.構築物	161,965,102,566			
減価償却累計額	43,478,236,139	118,486,866,427		
ニ.機械及び装置	90,856,724,957			
減価償却累計額	52,008,752,561	38,847,972,396		
ホ.車両運搬具	35,169,276			
減価償却累計額	25,492,115	9,677,161		
ヘ.器具備品	957,537,866			
減価償却累計額	656,461,771	301,076,095		
ト.建設仮勘定		718,462,347		
有形固定資産合計			178,940,101,536	
(2)無形固定資産				
イ.水利権		27,618,429,909		
ロ.地上権		330,572,632		
ハ.施設利用権		277,397,111		
ニ.電話加入権		1,082,281		
無形固定資産合計			28,227,481,933	
(3)投資				
イ.出資金		69,856,000		
ロ.基金		470,412,381		
ハ.長期未収金		905,235,238		
投資合計			1,445,503,619	
固定資産合計				208,613,087,088
２.流動資産				
(1)現金預金			7,269,453,610	
(2)未収金			118,766,430	
(3)貯蔵品			69,811,852	
流動資産合計				7,458,031,892
資産合計				**216,071,118,980**

負　債　の　部

３.固　定　負　債			
(1)年賦未払金		3,041,225,116	
(2)引　当　金		1,312,028,914	
固定負債合計			4,353,254,030
４.流　動　負　債			
(1)未　払　金		1,570,805,275	
(2)前　受　金		2,798,250	
(3)預　り　金		54,372,232	
流動負債合計			1,627,975,757
負　債　合　計			5,981,229,787

資　本　の　部

５.資　本　金			
(1)自己資本金		83,944,221,118	
(2)借入資本金			
イ.企　業　債	83,754,716,033		
借入資本金合計		83,754,716,033	
資本金合計			167,698,937,151
６.剰　余　金			
(1)資本剰余金			
イ.国庫補助金	58,638,162,537		
ロ.工事負担金	3,068,481,046		
ハ.受贈財産評価額	28,731,088		
ニ.その他資本剰余金	231,484,548		
資本剰余金合計		61,966,859,219	
(2)欠　損　金			
イ.当年度未処理欠損金	19,575,907,177		
欠損金合計		19,575,907,177	
剰余金合計			42,390,952,042
資本合計			210,089,889,193
負債資本合計			**216,071,118,980**

阪神水道企業団告示第29号

平成24年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成24年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成24年12月25日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成24年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　平成24年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　平成24年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（　計　）
	支	出	
第１款　水道事業費用	19,235,350 千円	△ 35,589 千円	19,199,761 千円
第２項　営業外費用	2,919,526 千円	△ 35,589 千円	2,883,937 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,281,545千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額185,904千円及び損益勘定留保資金9,095,641千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（　計　）
	支	出	
第１款　資本的支出	15,891,849 千円	15,158 千円	15,907,007 千円
第２項　企業債償還金	9,825,946 千円	15,158 千円	9,841,104 千円

第４条　予算第５条に定めた債務負担行為に次の１項を加える。

事　　項	期　　間	限　度　額
猪名川浄水場改修工事	平成２４年度から 平成２８年度まで	2,971,500 千円

阪神水道企業団告示第30号

平成24年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、児童手当に係る繰出しについては、次のとおりである。

平成24年12月25日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

児童手当に係る繰出しについて

児童手当について、阪神水道企業団を組織する市（以下「構成団体」という。）が繰り出す額及びその割合（以下「繰出率」という。）を次のとおり定める。

（繰出金額）

１　構成団体の繰出金の額は、次に掲げる額とする。

⑴　３歳に満たない児童に係る給付に要する額（第３号に掲げる額を除く。）の15分の８

⑵　３歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する額（第３号に掲げる額を除く。）

⑶　児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第２条に規定する給付に要する額

（繰出率）

２　構成団体の繰出率は、児童手当を支給した年度における阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第６号議決）第３条第１項の規定により決定された分賦基本水量の割合とする。

附　則

（施行期日等）

１　この議決は、議決の日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

（議決の廃止）

２　子ども手当に係る繰出しについて（平成23年議案第３号議決。以下「旧議決」という。）は、廃止する。

（経過規定）

３　旧議決に基づく平成23年度分に係る子ども手当に係る繰出しについては、なお、従前の例による。

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工施第16号
　　工 事 名　　テレメータ無停電電源装置点検整備工事

⑵　工事場所　　甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
　　奥谷ポンプ室（芦屋市朝日ヶ丘町592番地（朝日ヶ丘北公園内））
　　奥山浄水場（芦屋市奥山７番１号）
　　住吉配水池（神戸市東灘区住吉山手５丁目1682-１）

⑶　工事概要　　上記の調整池、ポンプ室等に設置しているテレメータ用設備の無停電電源装置の点検整備を行う。

ア　機器撤去工　　一式
イ　機器据付け工　一式
ウ　甲山調整池無停電電源装置点検整備工　一式
エ　住吉配水池無停電電源装置点検整備工　一式
オ　試験調整工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成25年３月25日㈪まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

⑵　自治令第167条の４に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

⑶　企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第

６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

⑹　平成14年度以降において国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度の出力容量の無停電電源装置における修理施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年１月９日㈬　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年１月15日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数

ア　１部

イ　封筒は、１件につき１件限りとする。また、封筒に入札書を２通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

⑶　送付先　　〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係　宛

⑷　受付期間　　公告日から平成25年１月21日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年１月22日㈫　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

⑵　入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

⑶　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

⑷　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

⑸　同価による最低価格入札者が２者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

⑹　再入札は行わない。

⑺　予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

⑻　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑼　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

⑽　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

⑾　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

９　入札保証金

免除

10　契約保証金

免除

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札者の資格のない者が入札したとき。

⑵　この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の１者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る１者の入札は無効とはならない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、

他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ｱ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(ｲ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した２通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13　その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により６箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年12月27日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　猪改第１号
　　工 事 名　　猪名川浄水場改修工事

⑵　工事場所　　尼崎市田能５丁目11番１号　ほか

⑶　工事概要　　本工事は、猪名川浄水場（施設能力：916,900 ㎥/日）のうち運転管理棟及びⅠ・Ⅱ系ポンプ室（基礎部）の耐震改修工事を行う。

ア　土工　　一式
イ　施設撤去工　　一式
ウ　管理棟改修工　　一式
エ　ろ過池～浄水池改修工　一式
オ　管布設工　　一式
カ　付帯施設工　　一式
キ　場内整備工　　一式
ク　付帯仮設工　　一式
ケ　直接仮設工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成29年２月17日㈮まで

⑸　支払方法　　９回払い（中間８回）

⑹　前 金 払　　あり

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

２　応募方法　　単独企業又は建設共同企業体による。

３　入札参加資格

単独企業又は、建設共同企業体の区分により、それぞれ掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　単独企業に関する資格

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事及び建築一式工事）を有していること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

ウ　建設業法（昭和24年政令第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。

エ　企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。

オ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与

している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

キ　消費税及び、地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

ク　本工事において、他の建設共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

ケ　本工事に係る設計業務等の受託者では無いこと。

コ　平成14年度以降において国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関が発注した上下水道施設の処理場又はポンプ場で土木構造物（池状ＲＣ構造物）築造工事並びに国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関が発注した耐震補強工事を元請又は建設共同企業体（ただし、出資比率が30％以上の場合に限る。）として完成した国内での施工実績（工事が完了し引渡しが完成したもの。）を有し、同等工事の経験を有する監理技術者を専任で配置できること。

サ　建設業法に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が1400点以上並びに建築一式工事の総合評定値が1141点以上で、本契約予定日（平成25年１月下旬）まで有効期間があること。

⑵　建設共同企業体に関する資格

ア　建設共同企業体が、２者により自主的に結成されたものであり、各構成員の出資比率が30％以上であること。

イ　建設共同企業体の代表構成員は、出資比率が最も大きい者であること。

ウ　各構成員が３⑴アからケまでのいずれにも該当すること。

エ　代表構成員にあっては、３⑴コに該当すること。

オ　代表構成員にあっては、建設業法に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が1400点以上並びに建築一式工事の総合評定値が1141点以上、その他の構成員にあっては、土木一式工事の総合評定値が1141点以上並びに建築一式工事の総合評定値が1141点以上で、本契約予定日（平成25年１月下旬）まで有効期間があること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年１月15日㈫　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年１月22日㈫に入札公告ページに掲載する。

６　入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。

⑴　提出書類

ア　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

イ　添付書類

㈠　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号）

㈡　配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第３号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

㈣　建設共同企業体協定書（単独企業の場合を除く。）（様式第５号）

建設共同企業体の場合は、上記㈠から㈢までの資料を各構成員に係るものについてすべて作成すること。

⑵　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　受付期間　　公告日から平成25年１月25日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

７　紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法
やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

⑴　提出書類
ア　紙入札参加承認願（様式第６号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
イ　上記６⑴に示す提出書類

⑵　受付期間　　公告日から平成25年１月24日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

⑶　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

８　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　　第１日目平成25年１月28日㈪午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目平成25年１月29日㈫午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　　法　　本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

９　開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

⑴　開札日時　　平成25年１月30日㈬　午前９時30分から

⑵　落札候補者の決定方法
ア　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
イ　同価による最低価格入札者が２者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
ウ　再入札は原則１回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。

⑶　開札結果の通知
開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。
ア　落札候補者がある場合　　「調査・保留通知書」
イ　入札を打ち切る場合　　「取止め通知書」
ウ　再入札の場合　　「再入札通知書」

10　落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑵　審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

⑶　落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11　入札保証金

免除

12　契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

13　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

⑵　入札者の資格のない者が入札したとき。

⑶　この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の１者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る１者の入札は無効とはならない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ｱ)　その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(ｲ)　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

⑷　前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15　その他留意事項

⑴　提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

⑵　提出された書類は返却しない。

⑶　提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により６箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

⑷　入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑸　契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月11日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工送第18号
　　工 事 名　　冷却塔点検整備工事

⑵　工事場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）

⑶　工事概要　　甲東ポンプ場第１ポンプ室に設置している送水ポンプ用冷却塔設備（冷却能力232.6kW の冷却塔２台）の点検整備工事を行う。

ア　循環水配管工　　２台
イ　分解点検清掃工　　２台
ウ　整備組立工　　２台
エ　試運転調整工　　２台

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成25年３月15日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加

資格（登録工種：管工事又は機械器具設置工事）を有していること。

⑵　自治令第167条の４に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

⑶　企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

⑹　平成14年度以降において国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度能力の水冷電動機用冷却塔の設置又は点検整備の実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年１月18日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年１月23日㈬に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数

ア　１部

イ　封筒は、１件につき１件限りとする。また、封筒に入札書を２通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

⑶　送付先　　〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係　宛

⑷　受付期間　　公告日から平成25年１月29日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年１月30日㈬　午後１時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
⑵　入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
⑶　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
⑷　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
⑸　同価による最低価格入札者が２者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
⑹　再入札は行わない。
⑺　予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
⑻　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
　ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
　イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
⑼　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
⑽　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
⑾　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

９　入札保証金

免除

10　契約保証金

免除

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札者の資格のない者が入札したとき。
⑵　この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の１者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る１者の入札は無効とはならない。
　ア　資本関係
　　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又

は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ｱ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(ｲ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した２通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13　その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により６箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締

結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月11日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工送第20号
　　工事名　　起重機点検整備工事
⑵　工事場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
⑶　工事概要　　甲東ポンプ場の第１、第２及び第３ポンプ室の天井クレーン（定格荷重 10t/3t×１台、15t/3t×２台）の「労働安全衛生法第45条」による定期自主検査（年次点検）実施のため、点検整備並びに「クレーン等安全規則第34条」による荷重試験を行う。

ア　天井クレーン点検整備工（定格荷重 10t/3t）　１台
イ　天井クレーン点検整備工（定格荷重 15t/3t）　２台
ウ　荷重試験工　一式
エ　床養生工　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成25年３月15日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
⑵　自治令第167条の４に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
⑶　企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与して

いる団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

⑹　平成14年度以降において国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す定格荷重と同程度の天井クレーンの点検整備の実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年１月18日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年１月23日㈬に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数

ア　１部

イ　封筒は、１件につき１件限りとする。また、封筒に入札書を２通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

⑶　送付先　　〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係　宛

⑷　受付期間　　公告日から平成25年１月29日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年１月30日㈬　午後１時45分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

⑵　入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

⑶　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもの

のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

⑷　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

⑸　同価による最低価格入札者が２者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

⑹　再入札は行わない。

⑺　予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

⑻　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑼　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

⑽　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

⑾　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

９　入札保証金

免除

10　契約保証金

免除

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札者の資格のない者が入札したとき。

⑵　この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の１者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る１者の入札は無効とはならない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ｱ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(ｲ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した２通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13　その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により６箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664